

議案第15号

東京都板橋区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正  
する条例

東京都板橋区食品衛生検査施設に関する条例（平成24年板橋区条例  
第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、  
第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を削り、第11号  
を第7号とし、第12号を第8号とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

食品衛生検査施設の機械及び器具に係る規定を改める必要がある。